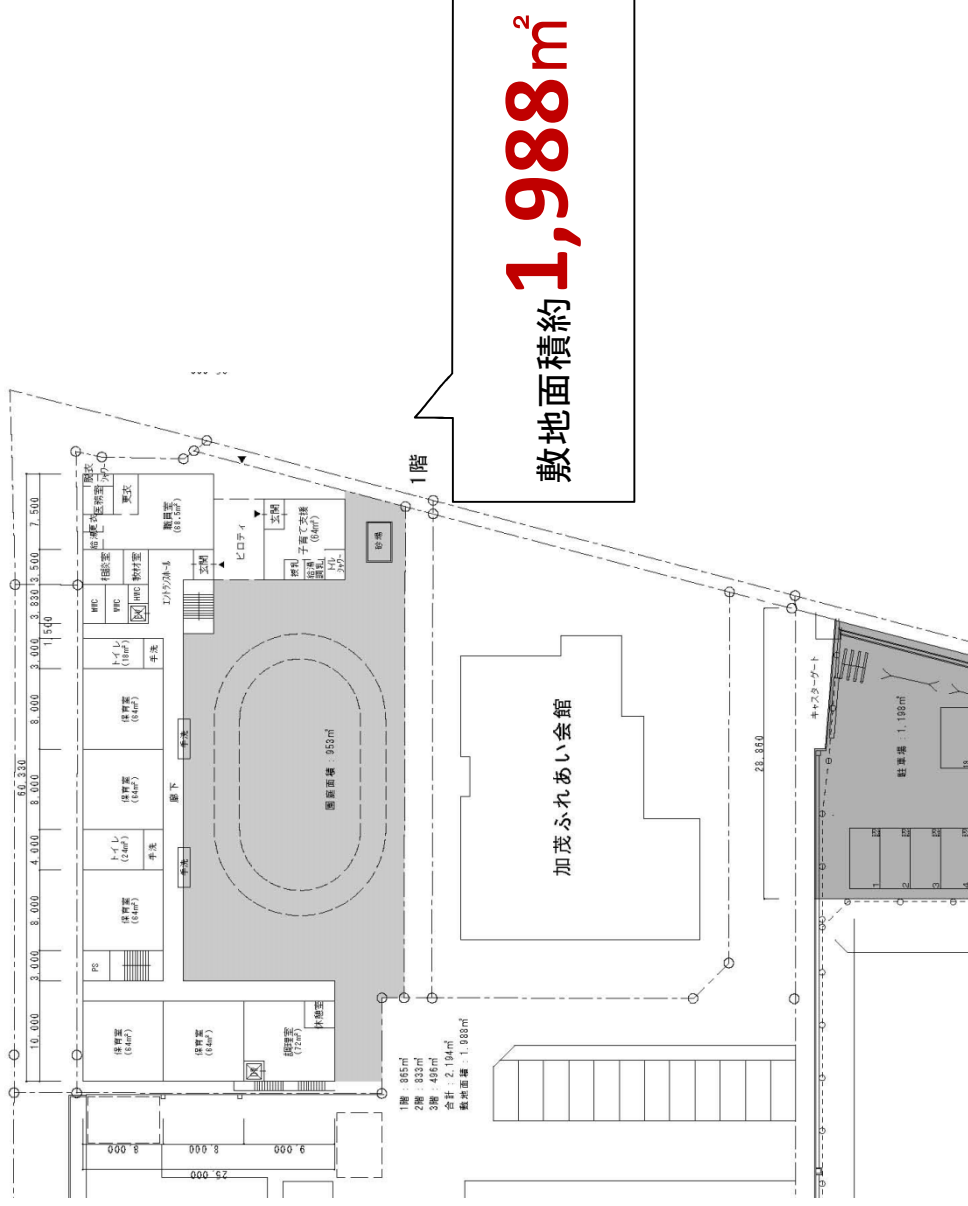


幼保連携型認定こども園

設備に関する基準の緩和

どうして保育室は3階に設置できないのか

実際の設計検討例(配置図)



幼保連携型認定こども園

設備に関する基準の緩和

どうして保育室は3階に設置できないのか

実際の設計検討例(1階)

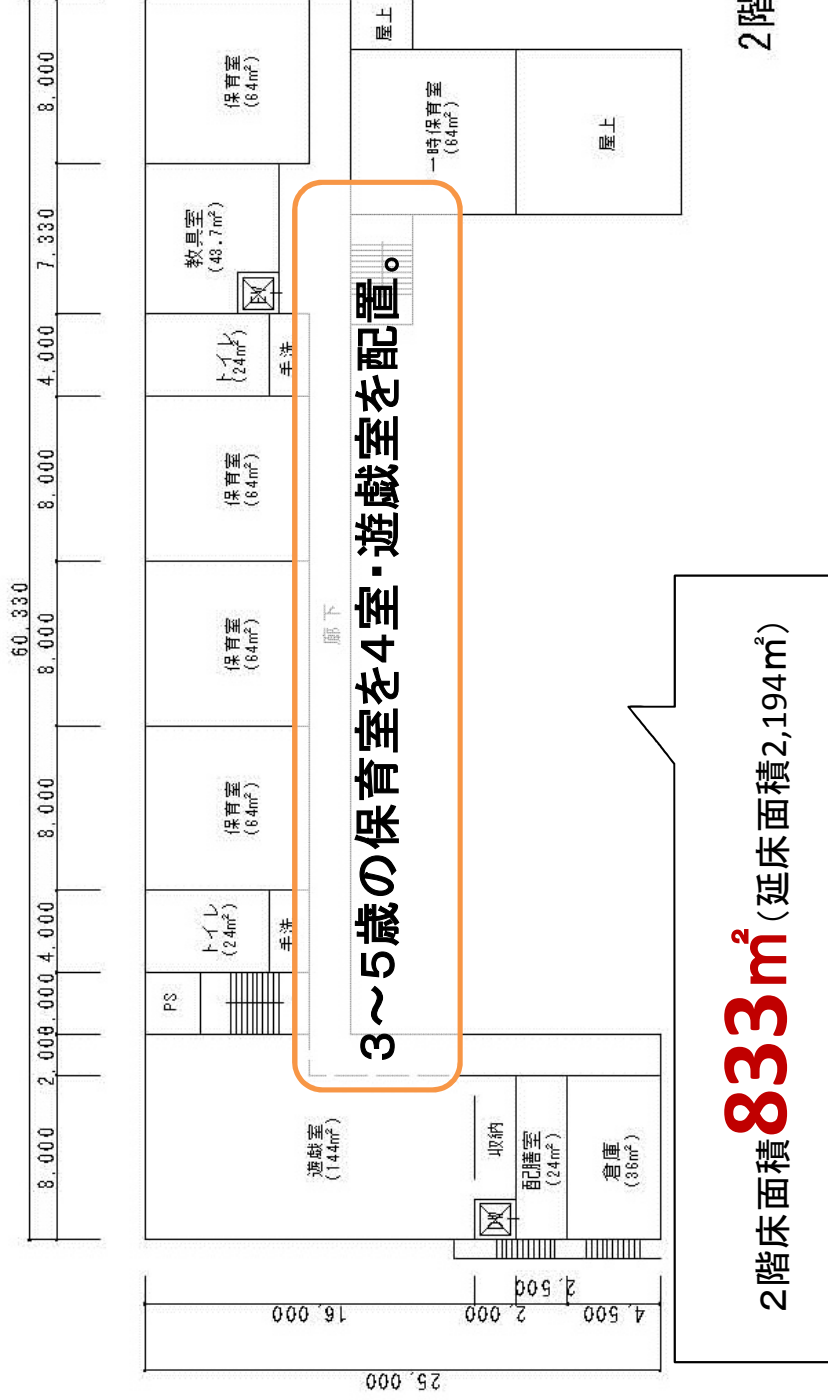


幼保連携型認定こども園

設備に関する基準の緩和

どうして保育室は3階に設置できないのか

実際の設計検討例(2階)

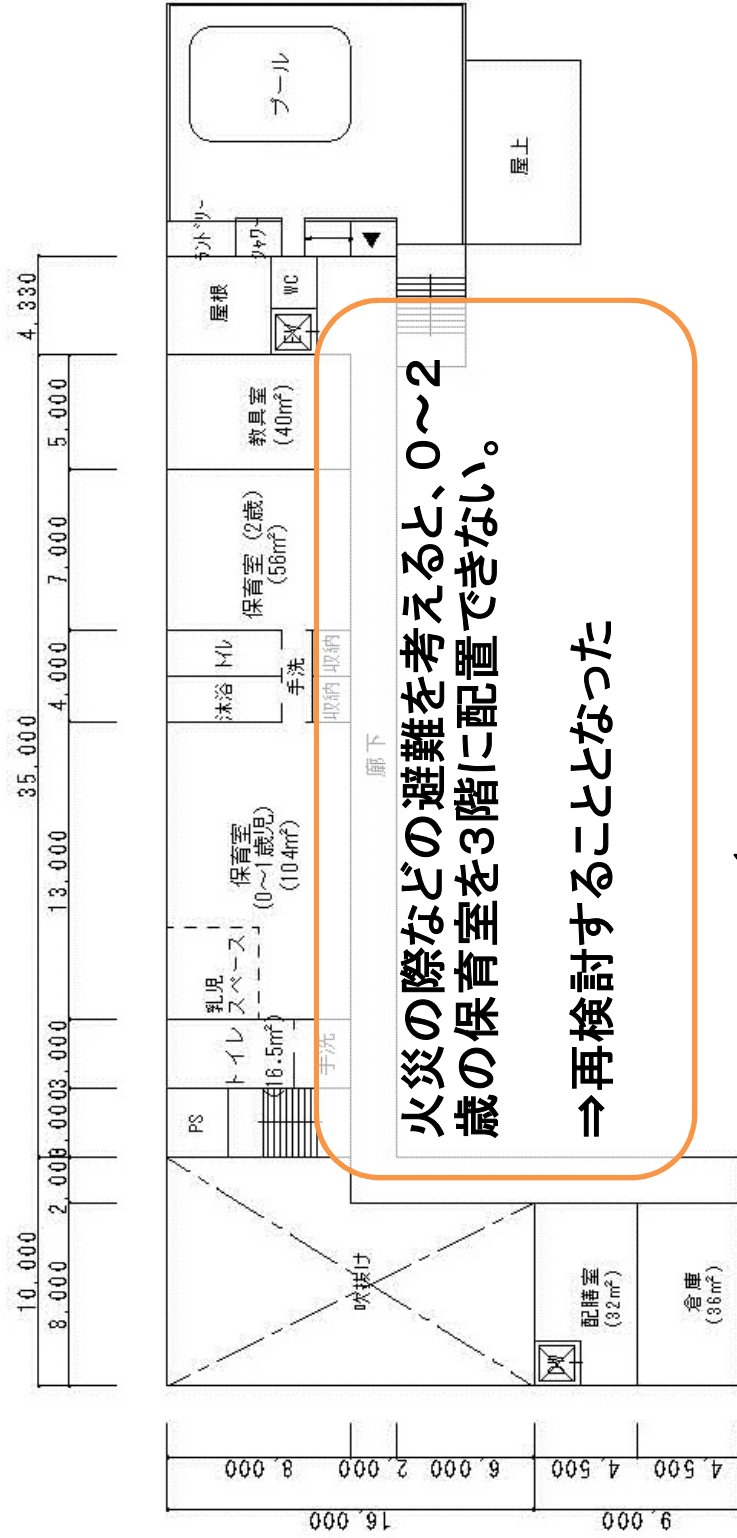


幼保連携型認定こども園

設備に関する基準の緩和

どうして保育室は3階に設置できないのか

実際の設計検討例 (3階)



火災の際などの避難を考えると、0~2歳の保育室を3階に配置できない。

⇒再検討することとなった

3階

3階床面積 **496㎡** (延床面積2,194㎡)

基準の概要

幼保連携型認定こども園の
学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準

第6条第4項

(略)3階以上の階に設けられる保育室等は、原則として、満3歳未満の園児の保育の用に供するものでなければならない。

*「保育室等」とは乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室、又は便所

幼保連携型認定こども園の
学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて(通知)

(2)保育室等の設置階について
(略)保育室と同じ階又は当該保育室がある階の上下1階の範囲内に園庭を有する場合には限り、例外的な取扱いとして、満3歳以上の園児の保育室等を3階以上の階に設けることも認められるものとする。

課題と方向性

○課題

- 1 都市部においては限られた土地の有効活用を図る必要がある。
- 2 保育室等の3階以上の階への設置について、3～5歳の場合は、屋上園庭の設置など、0～2歳に比べより厳しい条件が課されており、施設整備の支障となっている。
- 3 0～2歳の保育室について、火災時等における避難を考えると、上層階に設置するのはためらわれる。

○緩和の方向性

3歳以上児保育室等の3階以上への設置について、屋上園庭の設置の条件に関わらず、認めていただきたい。(せめて**遊戯室**についてのみでも、緩和措置を講じていただけたらとより機能的な施設の整備が可能となる。)

○効果

保育室等の配置の自由度を高めることにより、まとまった整備用地を確保することが難しい都市部においても、より機能的な施設整備が可能となり、さらに、こども園の設置を促進することができる。

このことにより、子育て支援機能の充実や受入定員の増加が見込め、待機児童の解消への一助となる。